

令和4年1月27日
第四管区海上保安本部

令和4年1月定例記者懇談会資料

【お知らせ】

- ・ 令和3年の海上犯罪取締りの状況（確定）（警備救難部：刑事課）
- ・ 令和3年の海上汚染の状況（確定）（警備救難部：環境防災課）

【ミニ講座】

- ・ 油の基礎（油防除手法について）（警備救難部：環境防災課）
- ・ 海の管制官のはなし（交通部：航行安全課）

【問い合わせ先】

第四管区海上保安本部 警備救難部

刑事課長 鷲見 幸彦

電話 052-661-1611（内線 3170）



令和 4 年 1 月 2 7 日
第四管区海上保安本部

令和 3 年の海上犯罪取締りの状況（確定）

令和 3 年の第四管区海上保安本部管内における海上犯罪送致件数は、対前年 29 件減少の 373 件でした。

そのうち、海事関係法令違反が約 38% と最も多く、次いで漁業関係法令違反が約 28% となっております。

1 内訳

(1) 刑法犯 ----- 49 件（前年 47 件：+2 件）

○ 船舶の衝突・乗揚げ海難に伴う業務上過失往来妨害、業務上過失傷害等

(2) 海事関係法令違反 ----- 142 件（前年 132 件：+10 件）

○ 船舶安全法違反

臨時検査不受検航行（検査内容に変更が生じたのに検査を受けず航行）等

(3) 漁業関係法令違反 ----- 106 件（前年 122 件：-16 件）

○ 漁業法違反

漁業権侵害（遊漁者による漁業権漁場内における密漁）等

(4) 海上環境関係法令違反 ----- 58 件（前年 93 件：-35 件）

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反（ごみ投棄）等

(5) その他の法令違反 ----- 18 件（前年 8 件：+10 件）

○ 遊漁船業の適正化に関する法律違反（標識の不掲示）

○ 銃砲刀剣類所持等取締法違反（刃物の携帯）等

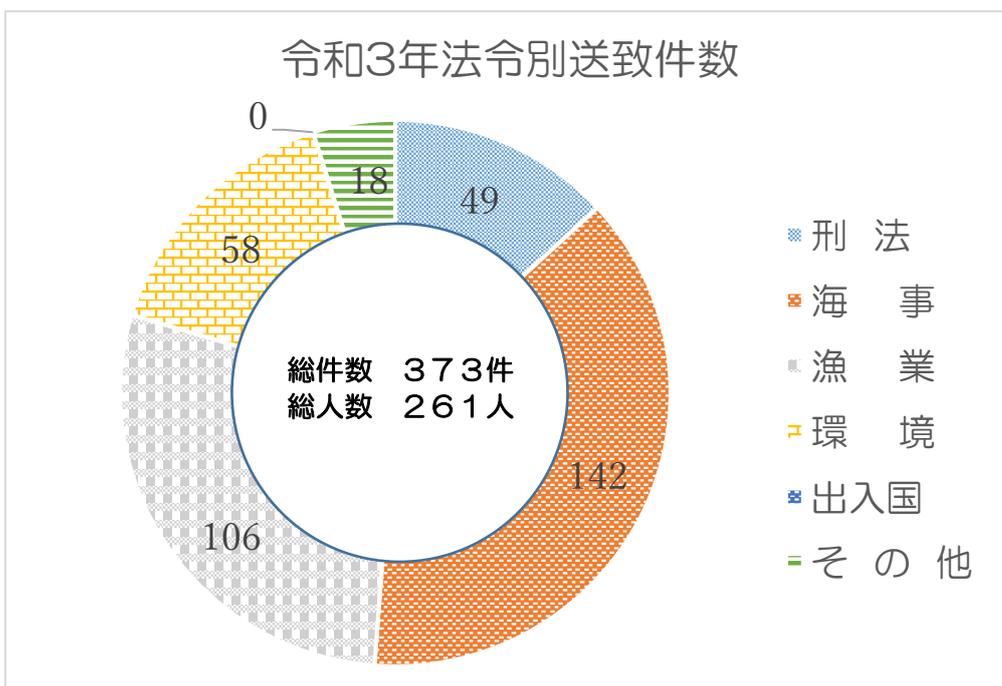
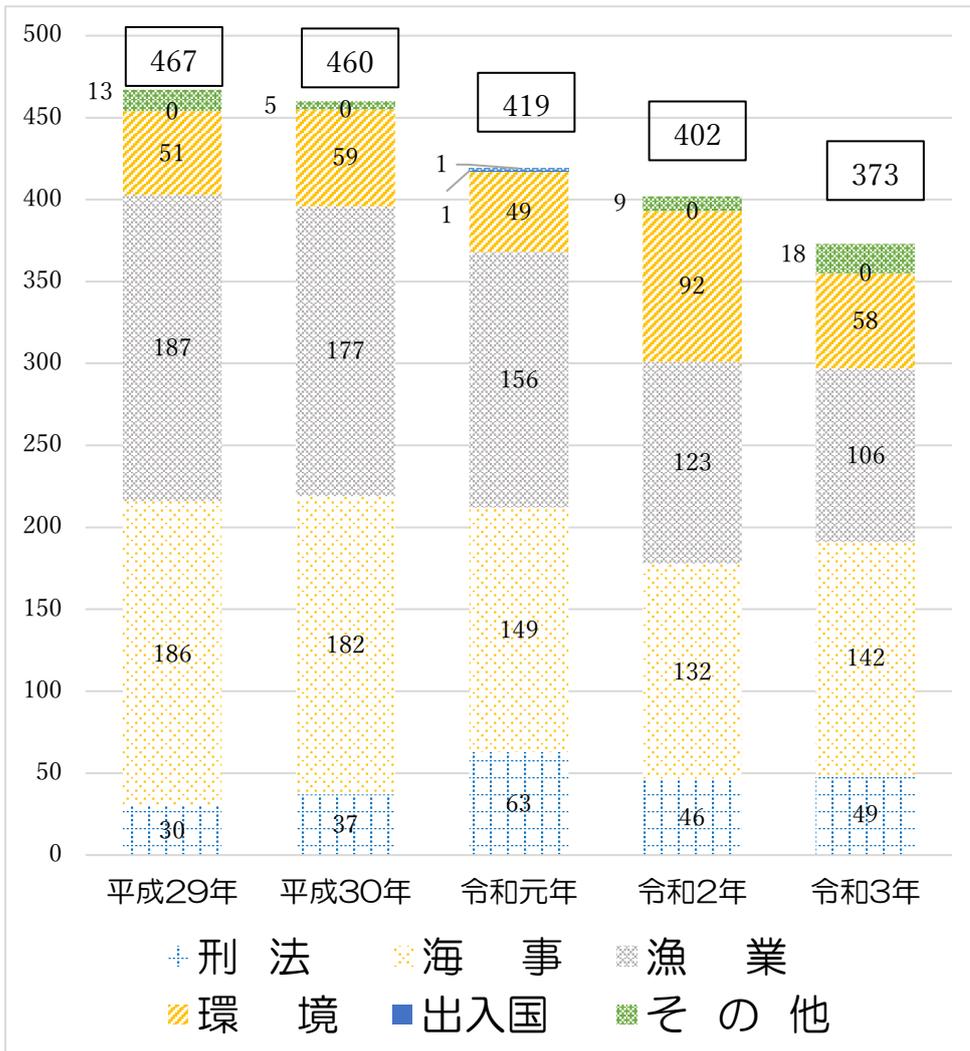
2 傾向

送致件数は平成 29 年 467 件を境に減少傾向にあり、令和 3 年は 373 件でした。送致件数の多い海事関係法令違反は、変更した検査事項の臨時検査を受けずに航行させる臨時検査不受検航行の事案が最も多く（21 件）を占めていました。

漁業関係法令違反については、遊漁者によるイセエビ、アワビ、ハマグリ等の採捕にかかる漁業権侵害の違反が最も多く（52 件）を占めていました。

また海上環境法令違反は、いわゆる家庭ゴミの不法投棄が 30 件でした。

法令別送致件数の推移（平成29年～令和3年）



【問い合わせ先】

警備救護部環境防災課

環境防災課長 大村 将徳

電話052-661-1611（内線3310）



令和4年1月27日
第四管区海上保安本部

令和3年の海洋汚染の状況（確定）

令和3年の第四管区海上保安本部管内における海洋汚染確認件数は44件で、前年（69件）から25件の減少となりました。

1 内訳

（1）油による汚染 18件（前年20件：-2件）

- 船舶からのもの 7件（前年14件：-7件）
 - ・漁船が荷揚げ中転覆し油を海上に排出したもの
 - ・漁船が燃料搭載中、残燃料の確認を怠り給油口から燃料油が溢れ海上に排出したもの
- 海洋施設からのもの 1件（前年0件：+1件）
 - ・原油受入浮標の原油ホースを取替、水通しを行ったところホース先端から原油混じりの水が噴き出て海上に原油を排出したもの
- 陸上からのもの 5件（前年3件：+2件）
 - ・岸壁上でクレーン車が横転し作動油を海上に排出したもの
- 排出源不明のもの 5件（前年3件：+2件）
 - ・排出源不明の海上浮流油

（2）油以外（廃棄物、有害液体物質等）による汚染 26件（前年49件：-23件）

- 船舶からのもの 2件（前年0件：+2件）
 - ・漁船からゴミを捨てたもの
- 陸上からのもの 24件（前年49件：-25件）
 - ・家庭ごみの不法投棄
 - ・漁業者による廃籠の不法投棄
- 排出源不明のもの 0件（前年0件：±0件）

2 傾向と対応

令和3年の汚染確認件数は、前年の69件に比べ25件の減少となりました。

汚染確認件数の汚染物質別（油、廃棄物、有害液体物質等）では、廃棄物による汚染確認件数が最も多く、次に多いのは油によるものです。

油による海洋汚染は船舶からの油の排出が前年14件から7件と減少していますが、陸上からの油の排出が前年3件から5件、排出源不明の海上浮流油が前年3件から5件と増加しており、油による汚染全体は前年20件から18件と2件の減少となっています。

油以外の廃棄物による海洋汚染は、陸上からの廃棄物の不法投棄が前年49件から24件と大幅に減少しています。

有害液体物質による汚染の確認はありませんでした。

家庭ごみの不法投棄は減少したものの、依然として家庭ごみが廃棄物の大半を占めているので、引き続き指導・啓発活動や沿岸部の巡回・取締りを強化することとしています。

